

# 京都市立芸術大学大学院音楽研究科小委員会規程

(平成24年4月1日理事長決定)

(平成28年10月17日一部改正)

(令和8年8月4日一部改正)

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 本研究科に常置される小委員会の種類、権限、任務、構成及び運営については、この規程の定めるところによる。

(種類)

第2条 本研究科に次の小委員会（以下「委員会」という。）を常置する。入試委員会、教務委員会、学生委員会、演奏委員会、整備・予算委員会、図書・紀要委員会、特別賞等検討委員会、国際交流委員会、博士課程委員会、人事組織委員会、自己点検・評価委員会

2 前項に掲げる以外に研究科委員会は、必要と認める委員会を臨時に置くことができる。第3条第2項及び第3項並びに第4条から第17条までの規定は、臨時委員会に準用する。

(所管事項及び構成)

第3条 各委員会の所管に属する事項については、委員会に関する章で定める。

2 委員会は、京都市立芸術大学大学院音楽研究科の教授・准教授・専任講師をもって構成する。

3 委員会の委員は、人事組織委員会を除き、研究科長が原案を作成し、研究科委員会の議決を経て決定する。

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とし再任を妨げない。ただし、人事組織委員会委員にあつては、引き続き2年を超えることはできない。

2 任期は5月1日に始まり、翌年4月30日をもって満了する。ただし、後任者が選出されるまでの間は、その職務を行う。

第5条 委員会は、それぞれ所管に属する事項並びに研究科委員会から付託された事

項を審議し、その結果を研究科長に報告してのち、研究科委員会に提案し、その議決に従って執行する。

(正・副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は研究科長が指名し、副委員長は委員長の指名又は委員の互選による。

(招集及び議長)

第7条 委員会は委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は3分の2以上の要求があるときは、委員会を招集しなければならない。

3 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(定数及び議決)

第8条 委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立し、議決は出席者の過半数による。

(代理者)

第9条 委員に事故あるときは、代理者がその職務を代理することができる。

2 代理者は、審議にさきだち委員会の承認を得なければならない。

(研究科長の出席)

第10条 研究科長は、委員会と協議の上委員会に出席し、発言することができる。  
ただし、採決に加わることはできない。

(意見聴取)

第11条 委員会は、その審議の内容に応じ、他の委員会及び各研究室の意見を聴取することができる。

(委員以外の出席)

第12条 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聴取することができる。

2 委員以外の者は、委員会の承認を得て、発言することができる。ただし、採決に加わることはできない。

(合同会議)

第13条 委員会は、必要と認めるときは、他の委員会と協議して、合同会議を開くことができる。

(分科会)

第14条 委員会は、必要と認めるときは、分科会を設けることができる。

(少数意見の留保)

第15条 委員会は、委員会において少数のため廃棄された意見で、他の出席者1名以上の賛成があるものを、少数意見として留保することができる。

第16条 委員会の記録は、副委員長又は副委員長が指名した者がこれにあたる。

(事務処理)

第17条 委員会の事務は、教務学生課が処理する。

## 第2章 委員会

(入試委員会)

第18条 入試委員会は、本研究科の入試が適切かつ円滑に行われるために、次の事項を担当し、審議する。

- (1) 入学試験の計画及び実施に関する事項
- (2) 学生募集要項に関する事項
- (3) その他入学試験に関する事項
- (4) 本科留学生及び研究留学生の選考に関する事項

(教務委員会)

第19条 教務委員会は、本研究科の教育全般について適切かつ円滑に行われるために、次の事項を担当し、審議する。

- (1) 本研究科の教科課程及び教職課程に関すること。
- (2) 授業科目の編成及び実施並びにそれらに関する教員の担当・配置等に関する事項
- (3) 学修指導に関する事項
- (4) 在学生に係る試験の計画及び実施に関する事項
- (5) 学年暦及び履修要項に関する事項
- (6) 単位の認定、修了の認定及び学籍に関する事項
- (7) 聴講生の選考その他聴講生に関する事項
- (8) 研究発表の企画、運営に関する事項
- (9) その他教務に関する事項

(学生委員会)

第20条 学生委員会は、本研究科の学生（留学生を含む。）の生活と修学が適切かつ円滑に行われるために、次の事項を担当し、審議する。

- (1) 奨学金、授業料減免に関する事項
- (2) その他学生生活に関する事項
- (3) その他留学生に関する事項

(演奏委員会)

第21条 演奏委員会は、本研究科の学生（留学生を含む。）の演奏について次の事項を担当し、審議する。

- (1) 本学主催又はこれに準ずる各種学内外演奏会に関する事。
- (2) その他演奏に関する事。

(整備・予算委員会)

第22条 整備・予算委員会は、次の事項を担当し、審議する。

- (1) 施設及び設備の長期整備計画に関する事。
- (2) 施設及び設備の整備に関する事。
- (3) 予算要求に関する事。
- (4) 予算執行に関する事。
- (5) その他整備・予算に関する事。

(図書・紀要委員会)

第23条 図書・紀要委員会は、次の事項を担当し、審議する。

- (1) 図書及び研究資料の収集・整備に関する事。
- (2) 研究紀要の企画・編集に関する事。
- (3) その他図書・紀要に関する事。

(特別賞等検討委員会)

第24条 特別賞等検討委員会は、本研究科の学生（留学生を含む。）に係る特別賞等の選考に関する事項を担当し、審議する。

(国際交流委員会)

第25条 国際交流委員会は、本研究科の国際交流を促進するため、次の事項を審議する。

- (1) 大学院生の交流
- (2) 教員の交流

(3) 情報の交流

(4) その他国際交流に関すること。

(博士課程委員会)

第26条 博士課程委員会は、本研究科博士（後期）課程の適切かつ円滑な運営が行われるために、次の事項を担当し、審議する。

(1) 入試に関すること。

(2) 教務に関すること。

(3) 予算に関すること。

(4) その他博士課程に関すること。

(人事組織委員会)

第27条 人事組織委員会は、次の事項を担当し、審議する。

(1) 教員の採用及び昇任に関すること。

(2) 人員の配置・構成に関すること。

(3) 教育・研究の組織及び制度に関すること。

(4) その他教員の人事に関すること。

(5) 諸規程等の検討に関すること。

2 人事組織委員会の構成、選挙権、被選挙権及び選出方法、並びに研究科長の出席については、京都市立芸術大学音楽学部委員会規程第27条から第30条までの規程を準用する。この場合において、規程中「学部長」とあるのは「研究科長」と、「教授会」とあるのは「研究科委員会」と読み替えるものとする。

(自己点検・評価委員会)

第28条 自己点検・評価委員会は、次の事項を担当し、審議する。

(1) 教育研究活動その他所掌業務に係る自己点検・評価の実施、取りまとめに関すること。

(2) 質の改善及び向上に関すること。

(3) 全学自己点検・評価委員会への報告に関すること。

(4) その他内部質保証に関し必要な事項

### 第3章 補則

第29条 この規程の改廃には、研究科委員会構成員の過半数の同意を要する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年10月17日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年8月4日から施行する。